

八王子市認知症家族サロン事業補助要綱

平成 26 年 9 月 1 日施行
平成 29 年 4 月 1 日改正
令和 2 年（2020 年）3 月 1 日改正
令和 3 年（2021 年）4 月 1 日改正

（総則）

第 1 条 この要綱は、八王子市認知症家族サロン事業補助金について、補助金等の交付の
手続等に関する規則（昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。）第 5 条
に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 この補助金は、八王子市認知症家族サロン事業実施要綱（平成 26 年 9 月 1 日施行。
以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業に要する経費について、市が予算の
範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第 3 条 この補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱第 8 条に規定する事業とする。

（補助対象者）

第 4 条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、八王子市認知症家
族サロン事業補助金交付団体公募要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行。以下「公募要綱」という。）
及び八王子市認知症家族サロン事業補助金交付団体選考に関する要綱（平成 26 年 9 月 1 日
施行。以下「選考要綱」という。）に基づき補助対象者として決定された者とする。

（補助対象経費）

第 5 条 この補助金の補助対象経費は、別表のとおりとする。

（補助金の交付額）

第 6 条 この補助金の交付額は、市の予算の範囲内で別に決定する。

（補助金の申請）

第 7 条 第 4 条の規定により補助対象者として決定された団体（以下「補助事業者」という。）

は、規則第6条の規定に基づき、八王子市認知症家族サロン補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、所定の期日までに、市長に対し補助金の申請をするものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は補助金の交付申請があったときは、内容を審査の上、適当と認める場合は、別紙の交付の条件を付して補助金の交付を決定し、八王子市認知症家族サロン補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定による交付決定の後、概算払により、速やかに交付するものとする。

（補助対象事業計画の変更等）

第10条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更（軽微なものを除く。）又は中止しようとするときは、八王子市認知症家族サロン補助金事業内容変更・中止申請書（第3号様式）により申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 補助事業者は、補助事業に事故があった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、直ちにその理由及び状況を書面により報告し、その指示を受けなければならない。

（事業報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から30日以内に、八王子市認知症家族サロン補助金実績報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 八王子市認知症家族サロン補助金成果報告書（第5号様式）

(2) 八王子市認知症家族サロン補助金収支決算書（第6号様式）

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、内容を審査の上、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、八王子市認知症家族サロン補助金確定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

別表（補助対象経費）

補助対象経費	内容	説明
人件費	給料 職員手当 共済費 賃金 その他	常勤職員の基本給 常勤職員の扶養手当、住居 手当、役職手当、賞与、通 勤手当等 法定福利費（社会保険事業 主負担）、各共済会等の掛金 （中小企業退職金共済、市 民・都民共済等） 非常勤、パート、アルバイ ト等の賃金 職員の健康診断料等
交通費		出張等を含む交通費実費
光熱水費		電気料金、水道料金、下水 道料金、ガス料金
報酬		ボランティア報酬
謝礼		講座等講師謝礼
運営費	茶菓子 その他	サロン利用者へ提供する茶 菓子代 サロン運営に必要な物品等
賃貸借料	家賃等 その他	家賃、土地賃借料、更新 料、敷金、礼金 複写機、コピーサーバ等
管理料		機械警備料等
通信費		電話料金、郵送料（切手等 購入費含む）、放送受信料
物品購入費		事務手続き等に必要の消耗 品等
印刷費		チラシ、パンフレット等の 印刷費用
研修費		研修等参加料
手数料		振込手数料
保険料		損害保険料等
修繕料		備品等の修繕料（軽微なも のに限る）
広告費		印刷物等への掲載料
租税公課		自動車税、軽自動車税、固 定資産税、講師等源泉徴収 税
雑費		その他必要な経費